



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 28 年 5 月号

《 所長便り 》

GW も終わりました。皆さまは、ゆっくり休めましたでしょうか。
さて、今回何を書こうかなと思い、何も思い浮かばなかったので、どうでも良い話を書きます。
本当にくだらないので、読み飛ばして構いません。

確定申告の時は、皆夜 10 時以降当たり前な状況で、夜食をスーパーで大量に買ってきます。
その中にかの有名なペヤングソース焼きそばがありました。
私は UFO 派ですが、従業員がそこからペヤングにハマりまして、こんなペヤングが、こんなペヤングが
ということで数種類のペヤングが事務所に集まってきました。
サイズ違いの 4 種類



次にこんなものが机の上に置いてありました。違う味のやつ



色々な種類があるんですねー。他にもこんなものもあるみたいで



気づいたら、こんな偽物まで。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

とっていたら、コンビニで発売していて、こりゃパクリ商品じゃないぞと思い、調べてみたら、ちゃんと、ペヤングを製造している まるか食品株が作っているとのこと。
何でも、「通常のペヤングよりもっと安い価格で提供したいという思いで開発にいたりました。ペヤングよりも価格を落としたので、名前も“ヤ”から“ヨ”に落としました。パッケージも、手に取っていただいた方に、『ペヤングに似てるけどちょっと違う』と思われるようなデザインを採用しています」とのことです。

なるほどね。

《 経営情報 》文責： 因

4月の熊本地震に際し、被害に遭われた方を支援するために、義援金を支払われた方もおられるのではないのでしょうか？東日本大震災の時にも海外を含め多くの方から寄附が集まりました。国税庁のHPにも、熊本地震を踏まえて義援金に関するQ&Aが公開されておりましたので、改めて『義援金』に対する税務上の取り扱いを確認したいと思います。

■1. 災害対策本部・日本赤十字社・募金団体等への寄付金

最終的に、国または地方公共団体に拠出されるものであれば、個人が支払った義援金は「特定寄付金」として寄付金控除の対象となり、法人が支払った義援金は「国等に対する寄附金」に該当し、全額が損金の額に算入されます。ただし、救護活動を行っている NPO 法人等に対して支払った場合は、税務上の扱いは異なりますので、注意が必要です。

■2. 募金団体が義援金を地方等に拠出するかの確認方法

基本的に義援金の受付専用口座が設けられているかが一つの判断基準となります。
この場合、募金団体は、募金者に対して預り証を発行し、確かに国または地方公共団体に拠出されるものであることを示すことがよいと考えられます。
ちなみに、この預り証には印紙を貼る必要はありません。

■3. 被災された取引先に対する寄付

法人が被災した取引先に対して、通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する災害見舞金は、交際費等に該当せず、損金の額に算入されます。

■4. 自社製品を被災者に提供した場合

法人が不特定多数の被災者を救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、寄附金や交際費に該当せず、広告宣伝費に準ずるものとして、損金の額に算入されます。

最終的に国または地方公共団体に拠出される義援金や寄附金については、寄付金控除の対象、もしくは全額損金算入となります。

また、法人が災害見舞金を支払ったり、自社製品を拠出するなどして支援する場合も、一定の要件に該当すれば、損金の額に算入されます。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 今月の税務 》

- ・3月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…5月31日
- ・9月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…5月31日
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知 5月31日
- ・自動車税の納付 納付期限…5月31日
- ・所得税の予定納税額の通知 6月15日

《 行楽日記 》 文責：横川

今回は、パート社員も含め総勢 15 名での日帰り社員旅行について書かせて頂きたいと思います。催行日は 4 月 13 日 (水) 場所は福井県 敦賀です。

朝 9 : 00 あいにくの雨模様の中、貸し切りバスに乗って、出発です。

後部座席が真ん中にテーブルのあるパーティー席のようになっていて、驚きました。

最初は黒壁スクエアに立ち寄りしました。何とか雨も上がり、曇天で寒い中でしたが、ガラス館など観光と買い物を楽しみました。



その後、料理旅館 平成へ。

あわびと蟹の 2 種類のお膳が用意されていました。

私は、生まれて初めてのあわびを堪能しました。

料理が次から次に出てきて、どれも美味しく、最後にはカレイの干物のお土産まで頂きました。

その後、海を見ながら移動し、日本海さかな街へ

中に入るなり、「ちょっとちょっとお姉さん見て、ちょっと見て!!!」と、あちこちから大きな声のかかる活気のある市場で干物やいくらなど沢山の買い物をしました。

事務所に戻ったのは 18 時近く。

普段、あまりしゃべることのない所長や社員の皆さんの仕事とは違う一面が見られたり、女性同士たわいもない話をしたり、美味しいものを食べたり、大変有意義な一日でした。買って来た干物といくらを、夕食に頂きましたが、身も厚くふっくらとして、新鮮で大変美味しかったです。



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1 階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info